

## 身体障害者等の減免の対象となる障害の範囲

別表1 身体障害者等本人が運転する場合

が減免対象です。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害							
聴覚障害							
平衡機能障害							
喉頭摘出による音声機能障害							
上肢機能障害							
下肢機能障害							
体幹機能障害							
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能						
	移動機能						
心臓機能障害							
じん臓機能障害							
呼吸器機能障害							
ぼうこう又は直腸の機能障害							
小腸の機能障害							
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害							
肝臓機能障害							


(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害										
聴覚障害										
平衡機能障害										
喉頭摘出による音声機能障害										
上肢機能障害										
下肢機能障害										
体幹機能障害										
心臓機能障害										
じん臓機能障害										
呼吸器機能障害										
ぼうこう又は直腸の機能障害										
小腸の機能障害										
肝臓機能障害										

戦傷病者手帳の等級欄の記載について

- ・旧として表示してある場合の第7項症は本表の第一款症、旧第1款症は本表の第2款症
- ・旧第2款症は本表の第3款症、したがって、旧第3款症は該当しません。

別表2 生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合

 が減免対象です。

(ア) 身体障害者手帳の交付を受けている方

障害の区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						
聴覚障害						
平衡機能障害						
喉頭摘出による音声機能障害						
上肢機能障害						
下肢機能障害						
体幹機能障害						
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能					
	移動機能					
心臓機能障害						
じん臓機能障害						
呼吸器機能障害						
ぼうこう又は直腸の機能障害						
小腸の機能障害						
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害						
肝臓機能障害						

(イ) 戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症	第4項症	第5項症	第6項症	第1款症	第2款症	第3款症
視覚障害										
聴覚障害										
平衡機能障害										
喉頭摘出による音声機能障害										
上肢機能障害										
下肢機能障害										
体幹機能障害										
心臓機能障害										
じん臓機能障害										
呼吸器機能障害										
ぼうこう又は直腸の機能障害										
小腸の機能障害										
肝臓機能障害										